

柳川市監査委員告示第16号

財政援助団体監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成30年8月2日から平成30年9月28日までに実施した財政援助団体（柳川市地域公共交通協議会）の監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年11月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹

柳川市監査委員 三小田 一美

30柳企画第513号  
平成30年11月21日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(総務部企画課)

平成30年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年10月31日付け、30柳監査第112号で提出された財政援助団体監査の結果の報告における指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第19条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象となった財政援助団体  
柳川市地域公共交通協議会
- 2 指摘事項及び措置の状況  
財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

別紙

財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書

- 1 監査対象団体 柳川市地域公共交通協議会
- 2 補助金等の名称 柳川市地域公共交通協議会負担金
- 3 所管部署 総務部企画課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 平成 28 年度からの繰越金 12 円について、収入伝票が作成されていない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 事務担当者の確認不足による伝票の起票漏れです。
2 措置内容の概要 『措置済』 収入伝票を作成しました。
3 再発防止策の内容 伝票の起票漏れがないかの確認徹底と、財務事務に対する理解を深め、適正な事務処理に努めることとします。

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 柳川市地域公共交通網形成計画策定業務委託料の支払いについて、契約書では請求の日から起算して 30 日以内に支払うこととされているが、2 日遅延している。また、協議会からの支払いであるにもかかわらず、債権者の口座への振込みを「柳川市会計管理者」名で行っている。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 支払期限の遅延については、契約履行にかかる財務事務の徹底ができておりませんでした。また、口座振込については、本来協議会からの支払いを行うべきところを、手数料が発生しない柳川市会計管理者名で行っており、不適切でした。
2 措置内容の概要 『措置済』 支払期限の遅延が発生しないよう指導を行いました。また、協議会から支払いを行うことについても適切に処理を行うよう指導を行いました。
3 再発防止策の内容 支払事務については、契約書の内容及び財務事務の確認を徹底し、適切かつ速やかに債務履行ができるよう努めます。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ア 柳川市地域公共交通網形成計画策定業務委託契約の締結に係る起案文書が、協議会会長ではなく、市長の決裁とされている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 事務局が企画課であるため、協議会の起案文書を作成すべきところを、誤って市の起案文書で作成していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置済』 協議会の起案文書を作成しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 協議会にかかる起案文書については、協議会用の起案文書を作成して使用することとし、情報共有を行います。</p>

<b>指摘事項 (4) その他</b>
ア 協議会の規約に、財務に関する事項を別に定めることが規定されているが、定められていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 これまで財務規則を定めずに、事務局のトップである事務局長の権限として、収入・支出の決裁運用を行っていました。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置済』 財務規程（案）を作成しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規程に基づき、財務事務の適切な執行に努めます。</p>

<b>指摘事項 (4) その他</b>
イ 国庫補助金の交付決定通知書が、協議会会長ではなく、市長に供覧されている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 協議会会長宛の通知であるため、協議会会長に供覧すべきところを、誤って市長に供覧していました。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置済』 協議会会長に供覧しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 協議会の供覧の場合は供覧者を明確に記載して供覧するように事務を徹底します。</p>